

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(条例第3条第2項の規定による許可等の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第2項、<u>条例第4条第4項、条例第10条第1項又は条例第12条</u>の規定による許可（以下「建築許可」という。）を受けようとするときは、許可申請書（様式1）の正本及び副本に、それぞれ建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(条例第3条第2項の規定による許可等の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第2項、<u>第4条第4項、第5条第3項第4号、第8条第5項、第10条第1項又は第12条</u>の規定による許可（以下「建築許可」という。）を受けようとするときは、許可申請書（様式1）の正本及び副本に、それぞれ建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>条例に新たに許可に係る規定を追加したことによる改正及び規定整備</p>
<p>2及び3 （省略）</p>	<p>2及び3 （現行のとおり）</p>	
<p>4 条例第5条第3項第3号、<u>条例第8条第4項、条例別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号若しくは備考19又は条例別表3 43の項第2号、45の項、47の項第3号、59の項第3号若しくは第4号、61の項第3号、62の項第3号、63の項第3号若しくは65の項第2号</u>の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>4 条例第5条第3項第3号、<u>第8条第4項、別表2もみじ台団地地区整備計画区域の項機能複合促進地区の目第6号、備考10第3号、備考16第1号若しくは第2号、備考17第2号イ若しくは備考19又は別表3 43の項第2号、45の項、47の項第3号、59の項第3号若しくは第4号、61の項第3号、62の項第3号、63の項第3号若しくは65の項第2号</u>の規定による認定（以下「建築認定」という。）を受けようとするときは、認定申請書（様式2）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の3に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図並びに市長が必要と認めた図書を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>規定整備</p>
<p>5及び6 （省略）</p>	<p>5及び6 （現行のとおり）</p>	
<p>(容積率制限規定の適用を受けない建築物に係る緩和)</p> <p>第12条 法第3条第2項の規定により容積率制限規定の適用を受けない建築物について、条例第14条の規定により規則で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分が、増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、政令第2条第1項第4号イに規定する自動車車庫等部分（以下「自動車車庫等部分」という。）、同号ロに規定する備蓄倉庫部分（以下「備蓄倉庫部分」という。）、同号ハに規定する蓄電池設置部分（以</p>	<p>(容積率制限規定の適用を受けない建築物に係る緩和)</p> <p>第12条 法第3条第2項の規定により容積率制限規定の適用を受けない建築物について、条例第14条の規定により規則で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分が、増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等（法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、<u>同条第6項第3号に掲げる建築物の部分</u>、政令第2条第1項第4号イに規定する自動車車庫等部分（以下「自動</p>	<p>建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備</p>

<p>下「蓄電池設置部分」という。)、同号ニに規定する自家発電設備設置部分(以下「自家発電設備設置部分」という。)<u>又は同号ホ</u>に規定する貯水槽設置部分(以下「貯水槽設置部分」という。)<u>となること。</u></p>	<p>車庫等部分」という。)、同号ロに規定する備蓄倉庫部分(以下「備蓄倉庫部分」という。)、同号ハに規定する蓄電池設置部分(以下「蓄電池設置部分」という。)、同号ニに規定する自家発電設備設置部分(以下「自家発電設備設置部分」という。)、<u>同号ホ</u>に規定する貯水槽設置部分(以下「貯水槽設置部分」という。)<u>又は同号へに規定する宅配ボックス設置部分(以下「宅配ボックス設置部分」という。)</u>となること。</p>	
<p>(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分<u>及び貯水槽設置部分</u>以外の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。</p>	<p>(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅<u>又は老人ホーム等</u>の共用の廊下又は階段の用に供する部分、<u>法第52条第6項第3号に掲げる建築物の部分</u>、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、<u>貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分</u>以外の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。</p>	同上
<p>(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計<u>又は貯水槽設置部分</u>の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、政令第2条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。</p>	<p>(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、<u>貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分</u>の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、政令第2条第3項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。</p>	同上
<p>2 (省略) (以下省略)</p>	<p>2 (現行のとおり) (以下現行のとおり)</p>	